別添１

欠格事由チェック表

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第５条（許可の基準）第１項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号 | 欠　格　事　由 | チェック欄 |
| ２ | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 | ある・ない |
| ３ | 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法第５条の２第１項に規定する認知症である者 | ある・ない |
| 「政令で定める病気」とは、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）、以上のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気をいいます。  　「介護保険法に規定する認知症」とは、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいいます。 | |
| ４ | アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 | ある・ない |
| 「アルコール中毒者」とは、アルコールに対する精神的・身体的欲求を有し、自らこれを抑制することが困難な状態にある者をいいます。 | |
| ５ | 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能  力がなく、又は著しく低い者（３号、４号に該当する者を除く。） | ある・ない |
| ６ | 住居の定まらない者 | ある・ない |
| いわゆる住居不定者の意味で、生活の本拠として定まった住居を有していない者をいいます。 | |
| ７  ・８ | 所持許可の取消処分を受けた日から５年（法第11条第１項第４号の規定による取消処分を受けた者にあっては、10年）を経過していない者 | ある・ない |
| (注)　３年以上許可を受けた用途に猟銃・空気銃を使用していなくて取消処　　分を受けた、３号～５号に該当するとして取消処分を受けた及びライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者が、職業を変更したため取消処分を受けたときを除きます。 | |
| ９ | 所持許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に当該処分に係る銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなった日から５年（法第11条第１項第４号の規定による取消処分に係る者にあっては、10年）を経過していない者 | ある・ない |
| 10  ・  11 | 年少射撃資格の認定を取り消された日から５年（法第11条の３第１項第３号の規定による取消処分を受けた者にあっては、10年）を経過していない者 | ある・ない |
| 12 | 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者 | ある・ない |
| 13 | 法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は猟銃用火薬類等について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者 | ある・ない |
| 14 | 法第５条の２第２項第２号又は第３号に掲げる違法な行為をして罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者（13号に該当する者を除く。） | ある・ない |
| 15 | ストーカー行為等の規制等に関する法律第２条第４項に規定するストーカー行為をし、同法第４条第１項の規定による警告を受け、又は同法第５条第１項の規定による命令を受け、若しくは同法第５条第９項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を受けたいずれかの日から３年を経過していない者 | ある・ない |
| 16 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第１項又は第10条の２の規定による命令を受けた日から３年を経過していない者 | ある・ない |
| 17 | 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為であって国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 | ある・ない |
| 国家公安委員会規則で定める殺人罪、強盗罪、公務執行妨害罪、常習賭博罪、傷害罪、凶器準備集合罪、恐喝罪等の刑法の罪、その他特別法関係の罪を犯すおそれのある、いわゆる暴力団関係者等を指します。 | |
| 18 | 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（17号に該当する者を除く。） | ある・ない |